

令和6年8月から

防府市国民健康保険の 被保険者証が変わります!



防府観光マスコットキャラクター
「ぶっちゃん」

旧 むらさき色

山口県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和 6年 7月31日 記号・番号 山6-12345678 (枝番) 01
氏名 防府 梅子	性別 女
生年月日 昭和47年1月28日	
世帯主氏名 防府 太郎	
住所 防府市寿町7番1号防府アパート101号	
適用開始年月日 令和元年 4月 1日	
交付年月日 令和 5年 8月 1日	
保険者番号 *350066	市防印府
交付者名 防 府 市	



新 みどり色

山口県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和 7年 7月31日 記号・番号 山6-12345678 (枝番) 01
氏名 防府 梅子	性別 女
生年月日 昭和47年1月28日	
世帯主氏名 防府 太郎	
住所 防府市寿町7番1号防府アパート101号	
適用開始年月日 令和元年 4月 1日	
交付年月日 令和 6年 8月 1日	
保険者番号 *350066	市防印府
交付者名 防 府 市	

70歳から74歳までの方

「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

令和6年8月2日から令和6年12月1日までに70歳になる方には、誕生月（誕生日が1日の方は、誕生月の前月）に郵送します。

新しい被保険者証（みどり色）は、7月中旬から下旬に郵送します。
保険料の滞納がある世帯では、市役所保険年金課での交付となる場合があります。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。(マイナ保険証)

※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局の最新情報は厚生労働省のホームページから確認できます。

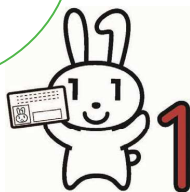
※令和6年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります。令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用可能です。

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使用できなくなる前に、「資格確認書」が交付されます。(申請不要)

厚生労働省HP
はこちらです



マイナンバーカードを
健康保険証として
利用するには、
マイナポータル等からの
事前申込みが
必要です。



利用するメリット

- 紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円(*)節約でき、自己負担も低くなります。※初診料が紙の保険証で受診した場合は40円、マイナ保険証で受診した場合は20円の加算となります。患者負担はこの金額の2〜3割です。
- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと利用することができます(医療保険者が変わる場合は、加入・脱退の手続きが必要です)。
- 限度額適用認定証を提示しなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。
- マイナポータルでご自身の特定健診情報と薬剤情報が確認できます。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で確定申告の医療費控除が簡単にできるようになります。